

# 茨城県報

第7597号

昭和62年10月22日

木曜日

目 次

## 告 示

ページ

●国民健康保険医等の新規登録(医療福祉課) .....	1
●優良興行(映画)の推奨(県民生活課) .....	2
●第二種大規模小売店舗に関する公示(商業振興課) .....	2
●松くい虫が付着している伐採木等の移動制限命令の内容となる事項の公表 (林業課) .....	3
●道路の供用開始(道路維持課) .....	3
●公有水面の埋立免許(河川課) .....	4
●土地改良区役員の就退任(2件)(土地改良事務所) .....	5

## (大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示 .....	7
--------------------------------	---

## 公 告

●道路位置の指定(4件)(建築指導課) .....	8
●開発行為の工事完了(〃) .....	8

## 指 示

## (茨城海区漁業調整委員会)

●漁業法に基づく指示 .....	9
------------------	---

告 示

## 茨城県告示第1410号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

昭和62年10月22日

茨城県知事 竹内藤男

記 号 番 号	登録年月日	国民健康保険医
茨 国 医 第6131号	62. 9. 5	堤 雅一
" 第6132号	62. 9. 16	溝 部 達子
" 第6133号	62. 9. 24	小 林 晴
" 第6134号	62. 9. 29	藤 田 佳子

茨 国 齒 第1946号	62. 9. 8	薄 井 孝 子
" 第1947号	62. 9. 30	宮 崎 康 平
茨 国 薬 第1499号	62. 8. 31	大 高 達 也
" 第1500号	62. 9. 16	林 純 子
茨 国 医 第6135号	"	山 田 由 美
茨 国 齒 第1948号	62. 7. 21	横 川 早 苗

## 茨城県告示第1411号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として、次のものを推奨する。

昭和62年10月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 推 奨 番 号 9
- 2 種 類 映 画
- 3 題 名 ケニー
- 4 制 作 会 社 キネマ・アメリカ社
- 5 配 給 会 社 東宝東和（株）

## 6 内容及び推奨理由

この映画は、ケニーという重度の障害をもつ12歳少年のありのままの生活を描いた作品である。

生後6ヶ月時、大手術により両脚を切断したケニーは、想像を超えた努力と周囲の人々の励ましで成長を続け、2本の腕を使って上半身を支えて歩き、スケートボードに乗り、元気に走り回る。

この映画は、ケニーを明るくたくましく育てた両親や一身同体のように育ち、すべての遊びを普通に教えた2歳上の兄及び5歳上の姉との実話を基にしている。

障害にもめげず、生きることのすばらしさを教えてくれる映画であり、青少年の健全育成に有益である。

## 茨城県告示第1412号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により公示する。

昭和62年10月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 届出者の氏名又は名称

稻 葉 升

## 2 建物の名称及び所在地

イナバ家具センター

結城市大字結城湿辺13802他

## 茨城県告示第1413号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により同法第3条第1項第5号の命令をしようとするので、その内容となる事項を同法第5条第2項において準用する同法第3条第3項の規定により次のとおり公表する。

なお、次の1の(1)に掲げる区域内において森林又は伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有する者で、この公表した事項に関し不服があるものは、公表があった日から2週間以内に、その理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

昭和62年10月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 区域及び期間

## (1) 区 域

茨城県全域

## (2) 期 間

昭和62年12月1日から昭和63年11月30日まで

## 2 森林病害虫等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

1の(1)に掲げる区域内に存する松くい虫が付着している伐採木等は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。

## 茨城県告示第1414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和62年10月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年10月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 路 線 名 県道土浦竜ヶ崎線

## 2 供用開始の区間

牛久市文化225—1番地から

竜ヶ崎市若柴町字長山前2240—317番地まで

## 3 供用開始の期日 昭和62年10月24日

## 茨城県告示第1415号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

なお、関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩土木事務所において閲覧に供する。

昭和62年10月22日

茨城県知事 竹内藤男

## 1 免 許 の 日 昭和62年10月22日

## 2 免許を受けた者 北茨城市長 松崎龍夫

## 3 埋立区域

(1) 位 置 茨城県北茨城市大津町字漆作2193番地

(2) 区 域 次の各地点を順次に結んだ線及び①と⑯を直線で結んだ線によって囲まれた区域

① 基点（北緯36度50分3秒 305, 東経140度47分34秒 866）から 179度31分3秒 21.743  
mの地点

② ①の地点から 108度17分38秒 13.998 mの地点

③ ②の地点から 185度33分18秒 12.118 mの地点

④ ③の地点から 253度14分15秒 8.745 mの地点

⑤ ④の地点から 224度38分18秒 11.991 mの地点

⑥ ⑤の地点から 206度8分33秒 12.794 mの地点

⑦ ⑥の地点から 186度39分35秒 5.803 mの地点

⑧ ⑦の地点から 162度29分19秒 8.967 mの地点

⑨ ⑧の地点から 140度50分16秒 5.805 mの地点

⑩ ⑨の地点から 221度36分39秒 14.604 mの地点

⑪ ⑩の地点から 303度22分36秒 14.095 mの地点

⑫ ⑪の地点から 290度54分59秒 9.160 mの地点

⑬ ⑫の地点から 253度44分8秒 8.434 mの地点

⑭ ⑬の地点から 284度4分2秒 10.290 mの地点

⑮ ⑭の地点から 18度26分8秒 29.607 mの地点

⑯ ⑮の地点から 91度47分24秒 3.778 mの地点

⑰ ⑯の地点から 82度1分1秒 5.948 mの地点

⑯ ⑰の地点から 46度44分37秒 23.006 mの地点

⑯ ⑰の地点から 46度6分1秒 18.081 mの地点

(3) 面 積 2,025.66  $m^2$

#### 4 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位 置 茨城県北茨城市大津町漆作2189から2191まで, 2192の2, 2192の6, 2192の7, 2192の9及び2193, 大津町堂の作2200の1から2200の4まで, 2200の10及び2200の12から2200の14まで, 大津町峰ノ坊2301の1, 2301の2, 2301の4から2301の11まで及び2302から2306まで並びに大津町東細2363の1

(2) 区 域 次の各地点を順次に結んだ線及びⒶと①を直線で結んだ線によって囲まれた区域

Ⓐ 基点（北緯36度49分56秒 330, 東経140度47分30秒 489）から 332度25分33秒 142.041 mの地点

Ⓑ Ⓜから 62度20分12秒 194.237 mの地点

Ⓒ Ⓛから 152度43分14秒 142.673 mの地点

Ⓓ Ⓛから 242度31分22秒 193.503 mの地点

(3) 面 積 22,284.288  $m^2$

#### 5 埋立地の用途

北茨城市立大津小学校用地

#### 6 埋立てに関する工事の施行に要する期間

1箇年

#### 茨城県告示第1416号

東茨城郡常北町大字石塚1428-25に事務所を置く常北町磯野土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年10月22日

茨城県知事 竹内藤男

#### 1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常北町大字上入野3965-1	理 事	小 滝 松次郎	

#### 2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常北町大字上入野3954	理 事	浅 川 信 一	

## 茨城県告示第1417号

東茨城郡常北町大字石塚1428-25に事務所を置く常北町古内土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年10月22日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

## 1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常北町大字勝見沢3	理 事	大 高 秀 男	
" " 大字上古内339	"	加 藤 逸 郎	
" " "	96	大 坪 熱	
" " "	635	飯 田 誠	
" " "	911-4	小 瀧 勝 次	
" " "	34-1	大 坪 信 男	
" " "	600	大 塚 清	
" " "	842	小 瀧 壽	
" " "	399	鯉 渕 春 雄	
" " 大字下古内1444	"	高 部 和 夫	
" " "	694	加 藤 英 雄	
" " "	343-1	阿 久 津 國 男	
" " "	452	田 口 操	
" " "	1773	加 倉 井 正 雄	
" " 大字上古内773	監 事	加 藤 菊 次	
" " 大字下古内1056	"	高 野 利 夫	

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常北町大字勝見沢3	理 事	大 高 秀 男	
" " 大字上古内96	"	大 坪 熱	
" " "	27-2	大 坪 喜 世 志	
" " "	339	加 藤 逸 郎	
" " "	329	古 橋 俊 男	
" " "	446	鯉 渕 和 一	
" " "	1251	恩 藏 甲	
" " "	911-4	小 瀧 勝 次	
" " 字下古内471	"	加 藤 主 計	

東茨城郡常北町大字下古内314	理 事	高 安 俊 秀
" " "	"	加 藤 英 雄
" " "	"	高 部 和 夫
" " "	"	小 島 光 夫
" " 大字上古内642	"	飯 田 福 雄
" " 713	監 事	町 井 猛
" " 大字下古内1056	"	高 野 利 夫

---

## (大規模小売店舗審議会)

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第33号

## 第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べるようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業振興課内）に到着するように提出して下さい。

昭和62年10月22日

## 茨城県大規模小売店舗審議会

委 員 長 草 野 真 男

- 1 届出者の氏名又は名称  
有限会社学園化学クリーニング
  - 2 届出者の住所 筑波郡豊里町大字手子生1046-2
  - 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
カスマストアー石下店  
結城郡石下町新石下207番地
  - 4 開 店 日 昭和63年3月2日
  - 5 店 舗 面 積 8 m<sup>2</sup>
  - 6 閉 店 時 刻 午後9時
  - 7 休 業 日 数 年間1日
  - 8 主として販売する物品の種類  
フィルム、D・P・E
-

## 公 告

### ●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和62年10月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第1455号	62. 10. 9	有限会社 匠建設 代表取締役 植田 昭男	水戸市元吉田町 2607-4	西茨城郡友部町旭町字 西原174-5, -6	メートル 4.20	メートル 32.10
" 第1456号	"	双栄開発株 式会社 代表取締役 上石 義秋	東京都台東区上 野3-13-9 原田ビル4階	東茨城郡常北町上青山 字松山前1088-6, -9	4.30	87.63
竜土木指令 第1012号	62. 10. 7	オリエント 貿易株式会 社 代表取締役 中嶋 康雄	東京都渋谷区代 々木1丁目21番 9号	稲敷郡茎崎町高見原4 丁目6番地30	4.20	34.64
" 第1023号	62. 10. 9	ノグチハウ ジングセン ター株式会 社 代表取締役 野口 治	牛久市牛久町 3298-2	北相馬郡藤代町棚木字 棚木179-3	4.00	34.35

### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和62年10月22日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市高場字下道下2040番の1, 同番の2, 2042番の1, 同番の2, 2043番

2 事業主の住所及び氏名

勝田市泉町5-1

有限会社 オータニ不動産

代表取締役 大 谷 常 夫

---

指 示

---

(茨城海区漁業調整委員会)

## 茨城海区漁業調整委員会指示第5号

茨城県海面におけるかじき等流し網漁業（まぐろ、かつお、さめの採捕を目的とするものを含む。以下「この漁業」という。）について漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

昭和62年10月22日

茨城海区漁業調整委員会

会長 小川友弥

(操業の承認)

1 この漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(承認対象漁船)

2 承認の対象となる漁船は、「10トン以上の動力漁船」であって次の各号のいずれかに該当するものであること。

(1) 昭和61年10月13日付け茨城海区漁業調整委員会指示第5号に基づき承認を受け操業の実績を有する者であって、委員会が漁業調整上支障がないと認めた者

(2) 委員会が特に認めた者

(申請隻数の制限)

3 同一の申請者が2隻以上の申請をすることはできないものとする。

(漁獲物の陸揚制限)

4 この漁業を操業する者は、原則として漁獲物は本県の漁港に陸揚げしなければならない。

(承認証の備え付けの義務)

5 この漁業の承認を受けた者は、操業の際承認証を当該漁船に備え付けなければならない。

(制限又は条件)

6 この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

(1) 操業の禁止区域

次の(ア)(イ)(ウ)(エ)の各点を順次に結んだ線と海岸線によって囲まれたうちの茨城県海面においては、この漁業を操業してはならない。

(ア) 銚子市一の島燈台

(イ) (ア)から90度25マイルの点

(ウ) 塩屋崎燈台から90度35マイルの点

(エ) 塩屋崎燈台

## (2) 操業の禁止期間

茨城県海面においては、4月1日から11月30日までは操業してはならない。

ただし、委員会が特に認めたものについては6月1日から11月30日までとする。

## (3) 操業禁止時間

茨城県海面においては6時から15時30分までの間は操業してはならない。（操業とは投網開始から揚網終了までをいう。）

## (4) 漁具の長さ及び目合

茨城県海面においてこの漁業に係る船舶に積載することのできる流し網の長さ（仕立上がりの状態における浮子綱の長さ）の合計は、30キロメートル以内で、海中に敷設する流し網の長さの合計は、12キロメートル以内であり、かつ、網目の大きさは15センチメートルを超えるものでなければならない。

## (5) 禁止漁具

二枚以上の網地を重ね合せた流し網を使用してはならない。

## (6) 漁具の標識

この漁業に使用する漁具には、次の標識を付けなければならない。

(ア) 操業する場合は網の両端に昼間にあっては、浮標に船名、根拠地名を記入した方80センチメートル以上の黄色の布地を掲げた標識及びレーダー反射板（金属性のものに限る。以下同じ。）を、夜間にあっては、浮標に白色燈火及びレーダー反射板を付け、又その中間には、浮標におおむね1キロメートルごとに、夜間にあっては白色燈火、昼間にあっては船名、根拠地名を記入した方80センチメートル以上の黄色布地を掲げた標識を付けること。

(イ) 網の両端に付けた標識は、浮標の表面から2メートル以上の高さに掲げなければならない。

## (7) 塗装しない船舶の使用禁止

この漁業の承認を受けた者は、使用船舶の船橋の周囲を30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければ使用してはならない。

## (操業報告書の提出義務)

7 この漁業の承認を受けた者は、昭和63年7月1日までに別に定める様式により操業報告書をその者が所属する漁業協同組合が一括してとりまとめ委員会に提出しなければならない。この場合、県外に住所を有する者にあっては、その所在地を管轄する都道府県において一括とりまとめ提出するものとする。

## (承認の取消し)

8 この指示に違反した場合は、承認を取消すことがある。

## (安全操業対策協議会の設置)

9 この漁業を営む者及びこの漁業と関係のある漁業を営む者は、相互の操業の安全を図るため、茨城県かじき流し網安全操業対策協議会を設置しなければならない。

## (取扱要領)

10 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いの細目については、委員会指示取扱要領に定めるところによる。

(指示の有効期間)

11 この指示の有効期間は、昭和62年11月1日から昭和63年10月31日までとする。

**かじき等流し網漁業委員会指示取扱要領**

昭和62年10月22日付け茨城海区漁業調整委員会指示第5号によるかじき等流し網漁業（以下「この漁業」という。）委員会指示に関する取扱要領は次のとおりとする。

(申請書の提出)

1 この漁業の操業の承認を受けようとする者は、使用する船舶ごとに承認申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合において一括とりまとめのうえ操業承認申請総括表（別記様式第2号）とともに委員会に提出しなければならない。

この場合県外に住所を有する者にあっては、その所在地を管轄する都道府県において一括とりまとめのうえ、操業承認申請総括表（別記様式第2号）と知事の副申を添えて提出しなければならない。

(1) 申請理由書

(2) 漁船原簿謄本

(3) 共同経営の場合は代表者選定期（印鑑証明添付）

(4) 用船の場合は船舶使用承諾書（印鑑証明添付）

(5) 水揚実績証明書

(6) この漁業を漁業調整規則による許可制または委員会指示による承認制とする県に所属しているものについては、その許可証または承認証の写し

(7) 県内所属船にあっては所属漁業協同組合長の副申

(8) 確約書（別記様式第3号）

(9) その他委員会が必要と認めたもの

(承認申請書の提出期限)

2 承認を受けようとする者は、承認申請書を昭和62年11月20日までに委員会に提出しなければならない。

(承認証の書換交付)

3 承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（別記様式第4号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

4 承認証を亡失し、またはき損したときは遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第5号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

(承認証の交付)

5 委員会が承認したときは承認証（別記様式第6号）を使用する船舶及び漁具を確認のうえ、申請者に交付する。

(2) 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ委員会に被害処理基金納入証明書（別記様式第7号）を提出するものとする。

（操業報告書）

6 委員会指示7に規定する報告書の様式は、別記様式第8号とする。



## 様式第3号

## 確 約 書

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

丸船主 氏名 丸船頭 氏名 

茨城海区漁業調整委員会指示第5号に基づく茨城県海面におけるかじき等流し網漁業の承認申請書を提出するに当たり、操業上の紛争、事故等の発生に際し、その被害処理のためあらかじめ承認証の交付を受ける前に一定の資金を指示第9号の規定による協議会に積み立てることを確約いたします。

## 様式第4号

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 

## かじき等流し網漁業操業承認証書換交付申請書

さきに交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

記

## 1 変 更 事 項

事 項	変 更 前	変 更 後

## 2 書換えようとする理由

## 様式第5号

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

## かじき等流し網漁業操業承認証再交付申請書

かじき等流し網漁業承認証を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失（き損）の理由

## 様式第6号

茨調第 号	
かじき等流し網漁業操業承認書	
住 所	
氏名又は名称	
船 名	
漁船登録番号	
総 ト ン 数	
推進機関の種類及び馬力数	
操 業 区 域	茨城県海面
操 業 期 間	昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
制限又は条件	裏面記載のとおり
昭和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会 会長 小川友弥	

## 様式第6号（裏面）

## 操業の制限又は条件

- 1 千葉県銚子市一の島燈台90度（以下真方位）25マイルの点と福島県塙屋崎燈台90度35マイルの点とを結んだ線と海岸線とによって囲まれた海域のうち、茨城県海面においては操業してはならない。
- 2 6時から15時30分までの間は操業してはならない。（操業とは投網開始から揚網終了までをいう。）
- 3 船舶に積載することのできる流し網の長さ（仕立上がりの状態における浮子網の長さ）の合計は、30キロメートル以内で海中の敷設する流し網の長さの合計は12キロメートル以内であり、かつ、網目の大きさは15センチメートルを超えるものでなければならない。
- 4 二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。
- 5 この漁業が終了したときは昭和63年7月1日までに、かじき等流し網漁業委員会指示取扱要項に示す操業報告書を提出しなければならない。
- 6 委員会の指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

## 様式第7号

## 被 害 处 理 基 金 納 入 証 明 書

船主住所

氏名

船名 丸

昭和62年度かじき等流し網漁業の操業に際し、漁船又は漁具等の損傷等による被害処理のため、基金を納入したことを証明します。

昭和 年 月 日

茨城県かじき流し網安全操業対策協議会長 ㊞

茨城海区漁業調整委員長 殿

## 様式第8号

昭和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会長 殿

漁業者の住所及び氏名

船長氏名

印

## かじき等流し網漁業操業報告書

船 名	承認番号	ト ン 数	馬 力 数	乗組員数	備 考

操 業 日 数	出 港 月 日	出 港 名	入 港 月 日	入 港 名
日	月 日		月 日	

投 網 年 月 日	投 網 位 置				漁 種 別 漁 獲 高												
	農林漁区番号				か ジ き 類						ま ぐ ろ 類						そ
					め	ま	く	し	ば	ふ	く	び	め	き	つ	の	
71	72	73	74	か	じ	き	ろ	か	じ	う	ま	る	な	は	お	他	
日				き	き	き	き	か	じ	う	ま	る	な	が	だ		
				kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
				尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾
日				kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
			、	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾	尾

注 1 この報告書は、1航海を単位として記入する(航海日数が1日でも1枚に記入する。)。

2 投網年月日、投網位置、反数及び漁獲キロ数、尾数、操業1日ごとに記入する。

1日2回以上投網したときは1日の合計反数及びキロ数、尾数を記入する。



毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）  
（休日の場合は縦下発行）（金 2,000円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)